

○商法改正を反映させた標準運送約款を使用する場合は、新標準約款の掲示が必要です。

商法改正に伴う標準約款改正後

新標準約款を使用する

必要な作業

①改正告示後の新標準約款
を主たる事務所その他営業所
に掲示する

②運賃及び料金の**変更届出**
を行う(必要な者のみ※1)

※1 H29.11.4改正の趣旨を含まない約款を使用している事業者については、改正後の標準約款を使用するには、運賃料金の変更届出が必要となります。

(その他:独自の約款を使用している場合)

○商法改正の趣旨を踏まえ、運送約款の変更の認可を3月31日までに受けなければなりません。
その場合の手続きとしては、①認可申請、②認可後の約款の掲示が必要です。

※新標準約款:商法改正を反映させた標準貨物自動車運送約款等